令和５年度山形県授乳室等設置促進事業費補助金交付要綱

　（目的及び交付）

第１条　知事は、乳幼児を抱える家族が安心して外出できる環境づくりを進めるため、県内の施設等の設置者が、やまがた「赤ちゃんほっと💛ステーション」事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく「赤ちゃんほっと💛ステーション」を整備する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年８月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該施設等の設置者に対し補助金を交付する。

　（定義）

第２条　この要綱において「施設等」とは、実施要綱第２条第１号に規定する施設をいう。

２　この要綱において「赤ちゃんほっと💛ステーション」とは、実施要綱第２条第２号に規定する設備をいう。

　（補助対象の制限）

第３条　規則第６条の２に掲げる者のほか、政治的・宗教的な勧誘行為等を行う者が行う事業については、補助金の交付の対象としない。

２　補助金の交付の対象となる事業は、一つの施設等の設置者につき、一つの「赤ちゃんほっと💛ステーション」の整備に限るものとする。

　（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとし、補助金の額は、補助対象経費の２分の１に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は300,000円のいずれか低い額とする。

　（交付の申請）

第５条　規則第５条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第１号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

　(1) 事業計画書（別記様式第１号）

　(2) 収支予算書（別記様式第２号）

　(3) 整備を予定している場所の現況の写真

　(4) 整備に係る見積書の写し及び補助対象経費の積算の根拠となる書類

　(5) その他知事が必要と認める書類

２　施設等の設置者（以下「補助事業者」という。）は、前項の交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。 ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

　（交付の決定）

第６条　知事は、前条第１項の交付申請書の提出があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

２　知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第２項により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

３　知事は、前条第２項ただし書により交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

　（交付の条件）

第７条　規則第７条第１項第１号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の30％を超えない増減であって、補助金の額の増減を伴わないものとする。

２　規則第７条第１項第１号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第３号）に、第５条第１項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

３　規則第７条第１項第１号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第４号）を提出しなければならない。

４　規則第７条第２項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

　(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

　(2) 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類については、令和６年度から５年間（取得財産等のうち規則第22条及び第10条第１項の規定により処分が制限されているもの（次号において「処分制限財産」という。）に係るものについては、当該制限を受ける期間）保管しておかなければならない。

　(3) 処分制限財産については、財産管理台帳を備え付けておかなければならない。

　（実績報告）

第８条　規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第２号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和６年３月15日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

　(1) 事業実績書（別記様式第５号）

　(2) 収支精算書（別記様式第６号）

　(3) 事業の完了を証する契約書、納品書の写し及び写真

　(4) 補助対象経費の積算の根拠となる資料及び支払を証する書類

　(5) その他知事が必要と認める書類

２　第５条第２項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第５条第２項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第７号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき、当該消費税等仕入控除税額報告書により報告を行うものとする。

　（補助金の支払）

第９条　補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

　（財産処分の制限）

第10条　規則第22条第２号の知事が指定する財産は、取得し、又は効用の増加した価格が１件３万円以上の機械及び器具とし、同条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

２　補助事業者は、規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第８号）に理由書を添付して、知事に提出しなければならない。

３　知事は、前項の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表（補助対象経費）

|  |
| --- |
| 補助金の交付決定の日から令和６年２月末日までに行う「赤ちゃんほっと💛ステーション」に係る次の設備の整備に係る工事費及び備え付ける物品（消耗品を除く。）の購入に要する経費１　女性が授乳できる場所における設備（パーテーション、カーテン、ついたて、授乳用チェア等）２　男性・女性ともおむつ替えができる場所における設備（おむつ交換台、ベビーベッド等）３　ミルク用の給湯設備（給湯器等）４　手洗い設備５　冷暖房設備（エアコン、クーラー、ファンヒーター等） |
| 備考１　当該設備の整備によって新たに「赤ちゃんほっと💛ステーション」の要件を満たすための経費を対象とし、既に「赤ちゃんほっと💛ステーション」の要件を満たす既存の設備等の更新に要する経費については対象外とする。２　「赤ちゃんほっと💛ステーション」を設置する施設等の建築事業費に補助対象経費が含まれる場合には、単価や按分による計算を行って適切に補助対象経費を算出すること。３　３から５までの設備については、「赤ちゃんほっと💛ステーション」専用に整備するものに限る。 |

規則別記様式第１号

令和　年　月　日

　山形県知事　氏　　　　名　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　施設等の設置者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び代表者職氏名

令和５年度山形県授乳室等設置促進事業費補助金交付申請書

　令和５年度において、山形県授乳室等設置促進事業について、標記補助金　　　　　円を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第５条の規定により関係書類を添付して申請する。

規則別記様式第２号

令和　年　月　日

　山形県知事　氏　　　　名　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　施設等の設置者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び代表者職氏名

令和５年度山形県授乳室等設置促進事業実績報告書

　令和　年　月　日付け子政策第　　号をもって補助金の交付の決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告する。

別記様式第１号

事　業　計　画　書

１　申請施設の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 名 |  |
| 施設所在地 | 住所 |  |
| 電話 |  |
| メールアドレス |  |
| 施設の利用可能日時（曜日、時間） |  |

２　事業の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 新設する設備（該当するものに○） | １　女性が授乳できる場所における設備２　男性・女性ともおむつ替えができる場所における設備３　ミルク用の給湯設備４　手洗い設備５　冷暖房設備 |
| 施設内の設置場所 |  |
| 整備予定期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 整備内容内訳※ | 項　目 | 金　額（円） | 内　訳 |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

※　整備内容内訳欄には、品目・数量・規格・単価などを具体的に記載してください。

【担当者連絡先】

|  |  |
| --- | --- |
| 所属・氏名 |  |
| 電　話 |  | ＦＡＸ |  |
| メールアドレス |  |

（注）　①事業計画書（別記様式第１号）、②収支予算書（別記様式第２号）のほか、③整備を予定している場所の現況の写真、④整備に係る見積書の写し及び補助対象経費の積算の根拠となる書類、⑤その他知事が必要と認める書類　を添付してください。

別記様式第２号

収　支　予　算　書

１　収　　入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 金　額（円） | 内　訳 |
| 補助金 |  |  |
| 自己資金 |  |  |
| その他（　　　　） |  |  |
| 合　計 |  |  |

２　支　　出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 金　額（円） | 内　訳 |
| 工事費 |  |  |
| 備品購入費 |  |  |
| その他（　　　　） |  |  |
| 合　計 |  |  |

※　その他の内容については、（　　）の中に記載してください。

別記様式第３号

令和　年　月　日

　山形県知事　氏　　　　名　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　施設等の設置者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び代表者職氏名

　　　令和５年度山形県授乳室等設置促進事業計画変更承認（及び補助金変更交付）

　　　申請書

　令和　年　月　日付け子政策第　　号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更し（、補助金の変更交付を受け）たいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第７条第１項第１号の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請する。

記

１　変更の理由

２　変更の内容

３　補助金変更交付申請額（変更がある場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 既交付決定額 | 金　　　　　　円(A) |
| 今回変更増減額 | 金　　　　　　円(B) |
| 変更交付申請額 | 金　　　　　　円(A)+(B) |

別記様式第４号

令和　年　月　日

　山形県知事　氏　　　　名　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　施設等の設置者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び代表者職氏名

令和５年度山形県授乳室等設置促進事業中止（廃止）承認申請書

　令和　年　月　日付け子政策第　　号で補助金の交付決定の通知があった標記補助金事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第７条第１項第１号の規定により承認されるよう申請する。

記

１　中止（廃止）の理由

２　中止（廃止）の時期

別記様式第５号

事　業　実　績　書

１　施設の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 名 |  |
| 施設所在地 | 住所 |  |
| 電話 |  |
| メールアドレス |  |
| 施設の利用可能日時（曜日、時間） |  |

２　事業の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 新設する設備（該当するものに○） | １　女性が授乳できる場所における設備２　男性・女性ともおむつ替えができる場所における設備３　ミルク用の給湯設備４　手洗い設備５　冷暖房設備 |
| 施設内の設置場所 |  |
| 整備期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 整備内容内訳※ | 項　目 | 金　額（円） | 内　訳 |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

※　整備内容内訳欄には、品目・数量・規格・単価などを具体的に記載してください。

【担当者連絡先】

|  |  |
| --- | --- |
| 所属・氏名 |  |
| 電　話 |  | ＦＡＸ |  |
| メールアドレス |  |

（注）　①事業実績書（別記様式第５号）、②収支精算書（別記様式第６号）のほか、③事業の完了を証する契約書、納品書の写し及び写真、④補助対象経費の積算の根拠となる資料及び支払を証する書類、⑤その他知事が必要と認める書類　を添付してください。

別記様式第６号

収　支　精　算　書

１　収　　入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 金　額（円） | 内　訳 |
| 補助金 |  |  |
| 自己資金 |  |  |
| その他（　　　　） |  |  |
| 合　計 |  |  |

２　支　　出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 金　額（円） | 内　訳 |
| 工事費 |  |  |
| 備品購入費 |  |  |
| その他（　　　　） |  |  |
| 合　計 |  |  |

※　その他の内容については、（　　）の中に記載してください。

別記様式第７号

令和　年　月　日

　山形県知事　氏　　　　名　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　施設等の設置者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び代表者職氏名

　　　 令和５年度山形県授乳室等設置促進事業費補助金に係る消費税等仕入控除

　　　 税額報告書

　令和　年　月　日付け子政策第　　号で交付決定の通知があった標記補助金について、令和５年度山形県授乳室等設置促進事業費補助金交付要綱第８条第３項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　規則第15条の補助金の額の確定額　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　円

　　（令和　年　月　日付け子政策第　　号による額の確定通知額）

２　補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額　　　　　　　　　金　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額　金　　　　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　円

（注）記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。

別記様式第８号

令和　年　月　日

　山形県知事　氏　　　　名　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　施設等の設置者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び代表者職氏名

財産処分承認申請書

　令和　年　月　日付け子政策第　　号で補助金の交付決定の通知があった令和５年度山形県授乳室等設置促進事業費補助金により取得した施設に係る財産処分について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年８月県規則第59号）第22条に基づき、下記のとおり承認を求める。

記

１　処分の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 住所 |
|  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金額 | 処分内容 | 処分予定年月日 |
| 千円 |  |  |

２　経過及び処分の理由

３　添付資料

（１）実績報告書及び額の確定通知書の写し

（２）現況の写真

（３）その他知事が必要と認める資料